

○日本育英会奨学生適格認定施行細則

平成12年5月10日

達第1000号

(適格認定の基準)

第1条 日本育英会奨学規程(昭和59年8月29日達第762号。以下「奨学規程」という。)

第12条第3項及び日本育英会第二種奨学金業務実施規程(平成11年6月7日達第982号。以下「業務実施規程」という。)第12条第3項の会長が別に定める適格認定の基準(以下「適格基準」という。)は、次のとおりとする。

(1) 人物について

学生又は生徒の生活の全般を通じて態度・行動が奨学生(奨学規程第1条第2項に規定する奨学生をいう。以下同じ。)にふさわしく、奨学金(奨学規程第1条第2項に規定する奨学金をいう。以下同じ。)の貸与には返還義務が伴うことを自覚し、かつ、将来良識ある社会人として活動できる見込があること。

(2) 健康について

今後も引き続き修学に耐え得るものと認められること。

(3) 学業について

修学状況は、おおむね標準的に修得すべき単位又は科目を修得しているとともに学修に意欲があり確実に卒業(修了)できる見込があること。

(4) 経済状況について

修学を継続するために引き続き奨学金の貸与が必要と認められること。

2 奨学生が在学する学校の長(以下「学校長」という。)は、前項各号に定める適格基準を総合的に考慮して、次の各号の区分に応じ適格認定を行い、その結果を日本育英会(以下「本会」という。)に報告するものとする。

(1) 継続

奨学金の交付を継続する。

(2) 激励

奨学金の交付を継続するが、学業成績の向上に努力するよう激励し又は指導する。

(3) 警告

奨学金の交付を継続するが、学業成績が回復しない場合は、次回の適格認定時以後に奨学金の交付を停止し又は奨学生の資格を失わせることがあることを警告し指導する。

(4) 停止

1年以内で学校長が定める期間、奨学金の交付を停止する。ただし、当該停止期間を経過した後さらに1年以内で学校長が定める期間、停止を延長することがある。

(5) 廃止

奨学生の資格を失わせる。

(6) 復活

奨学金の交付を停止されていたが、その事由がなくなり、奨学金の交付の再開の願い出があつたときは、奨学金の交付を復活することがある。

- 3 前項の学校長が行う適格認定は、原則として秋季の適格認定時に「奨学金継続願」(以下「継続願」という。)を提出した者について実施する。ただし、秋季の適格認定時以外のときであつても、適格認定が必要と認められる場合には、これを実施するものとする。

(適格基準の細目)

第2条 学校長は、前条第2項に定める認定に当たつて、人物及び学業については特に次表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める学校の種類ごとに適格基準の細目に基つて認定するものとする。

区分	適格基準の細目		
	学部・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)	高等学校・専修学校(高等課程)	大学院
継続	下欄に該当する者以外の者	同左	同左
激励	警告該当者ほどではないが他の学生に比べて劣っている者	次のいずれかに該当する者 (1) 卒業延期のおそれはないが、学習成績が他の生徒に比べて劣っている者 (2) 学修の意欲に欠ける者 (3) 仮進級となつた者	警告該当者ほどではないが他の学生に比べて劣っている者
警告	修得単位(科目)は、廃止・停止該当者ほどではないが少なくとも次のいずれかに該当する者 (1) 卒業延期のおそれはないが、修得単位(科目)が著しく少ない者(標準的な修得単位の1/3程度以下の者) (2) 学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている者 (3) 学修の意欲に欠ける者 (4) 仮進級となつた者	/	次のいずれかに該当する者 (1) 修了が遅れるおそれはないが、修得単位、学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている者 (2) 学修の意欲に欠ける者
停止	次のいずれかに該当する者 (1) 学業成績は廃止該当者と同	同左	同左

	<p>じであるが、成績不振の理由が真にやむを得ないと認められ、かつ、成業の見込がある者</p> <p>(2) 停学その他の処分を受けた者</p> <p>(3) 学校内外の規律を乱し、奨学金の交付を停止させることが適当と認められる者（不起訴処分の場合とする。）</p>		
廃止	<p>学業成績が次のいずれかに該当する者で、その理由、修学状況が奨学生として不適当であるもの</p> <p>(1) 原級にとどまつた者又は卒業延期のおそれがある者</p> <p>(2) 修得単位（科目）が皆無又はきわめて少ない者</p>	同左	<p>学業成績が次のいずれかに該当する者で、奨学生として不適当であるもの</p> <p>(1) 修得単位、学修の評価内容からみて奨学生として不適当な者</p> <p>(2) 学修の意欲に欠け、確実に修了する見込がない者</p>
	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 「継続願」を提出しなかつた者（継続願に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたものを含む。）</p> <p>(2) 「奨学金申込書」又は「確認書」に虚偽の記入をしたことにより奨学生となつたことが判明した者</p> <p>(3) 在学学校で退学・除籍の処分を受け学籍を失つた者（ただし、授業料未納による退学・除籍処分は、異動（退学）として取り扱うものとする。）</p> <p>(4) 学校内外の規律を著しく乱し、奨学生の資格を失わせるこ</p>	同左	同左

	とが適当と認められる者 (5) その他、奨学生としての責務 を怠り、特に奨学生として適当 でないと認められる者	
--	--	--

(本会の処置)

第3条 本会は、第1条第2項の報告を受けたときは、奨学規程第12条第4項及び業務実施規程第12条第4項の規定に基づき、処置を決定する。

2 本会の行う処置は、第1条第2項各号の区分に応じ行うものとし、この場合において、奨学生への通知は、当該区分ごとに次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 継続に該当する者については、本会が適格認定の報告を受けた月の翌月の奨学金の振込をもつて通知に代えるものとする。
- (2) 激励に該当する者については、学部、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）及び大学院にあつては学校長を通じて口頭により、高等学校及び専修学校（高等課程）にあつては学校長を通じて文書でそれぞれ注意する。
- (3) 警告、停止、廃止及び復活に該当する者については、本会は、学校長を通じて文書により通知する。

(雑則)

第4条 この施行細則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この施行細則は、平成12年5月10日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

(関連施行細則の廃止)

- 2 日本育英会第二種奨学金業務実施規程施行細則（達第989号）は、廃止する。